

II その他（市提出）

件名	ふるさと納税制度について
提案市	松本市
提案要旨	<p>ふるさと納税制度は、都市部に住む人が、地方や故郷を応援するための寄附を促すために創設された税制優遇策である。しかし、この優遇策により寄附の原資の大半が税により賄われ、個人負担の伴わない寄附となっている現状から、寄付者が居住する自治体では、財政運営の根幹をなす税収が減少し、提供すべき公共サービスとそれに必要な税財源とに乖離が生じている。一方、寄附を受けた自治体も返礼に多額の経費が必要となっている。</p> <p>こうした状況を踏まえると、ふるさと納税制度が本来の趣旨と掛離れたものとなっており、この制度のあり方について検討し、本来の姿に戻すべきではないかとの問題意識を持っている。</p>
提案理由	<p>本来、税は公共サービスに費やされるべきものであるが、返礼品により個人に還元され、結果として全体では、税が目減りしている状況である。</p> <p>現行制度では、2,000円を超えた寄附額は原則全額控除されるため、節税対策となっている側面もあり、高額納税者ほどその恩恵が大きい。</p> <p>税財源で安易に地場産品を買い上げている現状は、適正な競争環境を阻害し、長期的には地場産業の競争力を弱めることも懸念される。</p>
現況及び課題等	<ul style="list-style-type: none"> 全国のふるさと納税の平成27年度実績は、約1,653億円・前年比4.3倍、制度開始の平成20年度の約81億円と比べると実に20倍以上となっているが、一方で、寄附金控除により地方税の大幅な減収が生じた都市の顕在化が課題となっている。 <p>(県内では11市町村が赤字 松本市では約8,000万円の赤字)</p> <ul style="list-style-type: none"> このような状況下、他市へ流出した税財源を取り戻す目的で、返礼品競争の激化が懸念される。
関係法令	地方税法 地方税法の施行に関する取扱いについて（市町村税関係）等